

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(7) 総合区政会議、地域自治区・地域協議会（56件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
180 現在の24区はどうなるのか。また、地域自治区の役割について教えてほしい。	17	・総合区素案では、現在の24区を8総合区に合区することにしており、総合区単位での地域の実情に応じた区政運営を基本としつつ、現在の24区でのコミュニティ、窓口サービスに配慮した仕組みとして、地域自治区を設置することとしています。 ・地域自治区においては、その事務所を設置することで、窓口サービスを継続して実施することで住民の利便性を維持することとし、あわせて地域協議会を設置し、地域住民の多様な意見を市政・総合区政に反映することとしています。
181 地域自治区と総合区の二重行政になり、声が届きにくくなったりサービスが悪くなることはないか	4	・8総合区役所においては、総合区としての政策・企画に係る事務、現在局で実施している住民生活と密接に関わる事務、24の地域自治区事務所で実施する窓口サービスに係る調整・支援に関する事務を実施することとしています。 ・24地域自治区事務所においては、現在24区役所で実施している、住民票写し等の交付（戸籍、印鑑登録、国民健康保険、国民年金等）などの窓口サービスを引き続き実施するとともに、地域に密着した事務（地域協議会の運営、地域活動協議会への支援等）を実施することとしております。 ・このように、総合区役所と地域自治区事務所において、それぞれ役割分担をしながら、事務を実施していきます。
182 総合区政会議・地域協議会の役割はどのようなものか。	12	・各総合区では、日常の業務の中でお聞きする意見等に加え、住民の意見を聴取する手段として総合区政会議を設置し、総合区全体の観点から住民意見を幅広く聴取し、総合区政に反映する仕組みを設けます。 ・地域協議会は、市長その他の市の機関（総合区長を含みます）の諮問に応じ、又は地域協議会自らの建議により、地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項や市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項等について、市長等に意見を述べるができることになります。 ・総合区政会議や地域協議会を活用しながら、総合区長は住民の幅広い意見を聞き、総合区政に反映していくこととなると考えています。
183 総合区政会議はいつ設置され、いつ開かれるのか。	1	・総合区設置日までに関連条例を整備し、総合区政会議の設置手続を進めることとしています。 ・実際に会議をいつ開くかというのは、総合区長の判断で決定されていくものと考えています。
184 総合区政会議の意見に対する総合区長の回答義務はあるのか	2	・総合区政会議・地域協議会のいずれも、法律又は条例に基づき、委員の意見を勧告し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講ずることとしています。 ・市長・総合区長は総合区政会議の意見を踏まえながら、市政・総合区政に反映させていくこととなります。
185 総合区政会議と議会（議員）の役割分担はどうなるのか。	2	・総合区政会議は、総合区長が住民意見を聞き、総合区政に反映させる仕組みとして設置されるものです。 ・市会は、二元代表制のもと大阪市全体の視点から市長の行政運営の監視を行うものであり役割は異なるため、総合区の設置後も、市会（議員）の意義・役割は変わりません。
186 現在の区政会議はどうなるのか。	2	・各総合区において、現在の区政会議に代えて総合区単位で総合区政会議を設置し、総合区長が総合区全体の観点から住民意見を幅広く聴取し、総合区政に反映する仕組みを設けることとしています。 ・なお、総合区の設置に当たっては、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置し、地域自治区単位での多様な住民の意見を集約し、市政・総合区政に反映します。
187 総合区政会議委員・地域協議会委員にはどのような人が選任されるのか。	15	・総合区政会議の委員については、地域協議会委員のうちから推薦された者、地域団体から推薦された者、公募に応じた者、学識経験者等のうちから選任します。 ・地域協議会は、地域自治区の区域内にお住まいの方で、地域団体から推薦された者、公募に応じた者、学識経験者等のうちから選任します。 ・総合区政会議、地域協議会ともに、具体的な選任方法等については今後検討されることになりますが、多様な意見が適切に反映されるよう配慮し、選出されるものとしています。
188 地域協議会は今ある区政会議とはどう違うのか。	1	・区政会議は、区長が施策及び事業の立案段階や、その実績及び成果の評価に係る地域の意見を聴くことを目的としているのに対して、地域協議会は、住民の意見を市政・総合区政に反映するという点では同じですが、市長その他の市の機関により諮問された事項について、地域協議会として意見を取りまとめ市長等に答申する仕組みです。また、地域協議会は自ら建議することができます。 ・このほか、区政会議の委員は区の区域内に住所を有しない者でも選任されることがありますが、地域協議会の委員は地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから選任される点が異なります。
合計	56	